

令和8年度

経営所得安定対策の推進

加 茂 市

加茂市農業再生協議会

I. 令和8年産 米の生産数量目安

1. 米の生産数量目安

(1) 米の生産数量目安配分の一般ルールについて

① 生産数量目安

(単位: t)

区分	令和8年産 米の生産数量目安	令和7年産 米の生産数量目安	増減	備考
新潟県	562,000	562,400	△ 400	
加茂市	5,826	4,862	964	

※経営面積は1月末日が基準

② 作付目安面積率 (100-転作率)

() 内は転作率

地区	令和8年度		令和7年度	
	作付目安面積率	基準単収	作付目安面積率	基準単収
平場	69.9%	568kg	58.0% (42.0%)	569kg
山場	(30.1%)	474kg		472kg
平均	69.9%	544kg	58.0%	547kg

山場：猿毛、小貫、乳倉子、駒岡、元狭口、芦ノ出、山崎、大袋、八幡、桜沢、
本地上条、長福寺、七谷地区

平場：上記以外

③ 減収を伴う栽培方法の基準単収

	慣行栽培	有機栽培	直播栽培	特裁米
平場	568kg	454kg	483kg	511kg
山場	474kg	379kg	403kg	427kg
減収率		20%	15%	10%

(2) 加工用・備蓄・新規需要米生産予定数量について

地区別基準単収及び生産調整換算面積

地区	基準単収	1俵当たり換算面積
平場	568kg	別表の加工用・備蓄・新規需要米 換算面積表のとおり
山場	474kg	
平均	544kg	

※生産者は出荷先の生産調整方針作成者(集荷業者)等に問い合わせください。

Ⅱ. 交付金の交付スケジュール

交付金に関するスケジュール（想定）

		申請手続交付金の交付	生産数量目安の設定		
令和8年	1月	制度内容の周知活動	農業者別の米の生産数量目安通知	農業者間調整	1月
	2月				2月
	3月				3月
	4月	交付申請書等の受付	米の目安設定の確認	畑作物の目安設定の確認	4月
	5月				5月
	6月				6月
	7月				7月
	8月	営農継続支払の交付	対象作物の作付確認	数量払の数量確認	8月
	9月				9月
	10月	水田活用交付金の交付	数量払の交付		10月
	11月				11月
	12月				12月
令和9年	1月				1月
	2月				2月
	3月				3月
	4月				4月
	5月				5月
	6月				6月

交付金の交付時期（想定）

①畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）	
ア 営農継続支払	生産年 8月 ~ 9月頃
イ 数量払 うち 麦、なたね、そば	生産年 10月 ~ 12月頃
うち 大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ	生産年翌年 1月 ~ 3月頃
②水田活用の直接支払交付金	生産年 10月 ~ 3月頃
③収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）交付金	生産年翌年 5月 ~ 6月頃

Ⅲ. 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

米価が下落した際に、収入減少による農業経営への影響を緩和するため、対象品目の販売収入の合計が、標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を国からの交付金と農業者の積立金で補填します。

なお、米についても、需要に応じた生産を後押しするため、具体的な出荷・販売予定（個人販売含む）に従って計画的に生産したものが補填の対象となり事前契約等を要件化しています。（加入申請時に「出荷・販売契約数量等報告書」の提出が必要）。

交付対象者

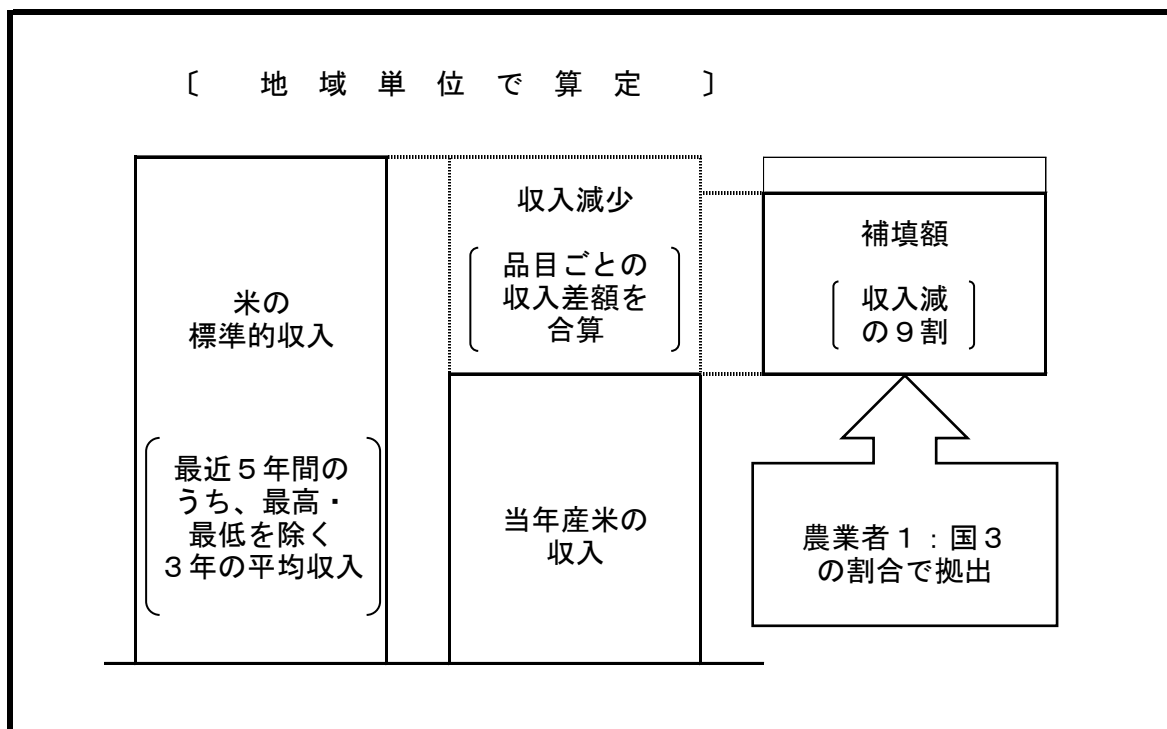
認定農業者、認定新規就農者、集落営農

交付対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ

補填額

補填額 = (標準的収入 - 当年産収入) × 0.9



○積立金の残額がある全加入者においては、積立額を一旦返納後0円とし、次年度用の積立金納付時に10%及び20%収入減少対応のそれぞれを選択できるようにします。

○収入保険の導入以降も、ナラシ対策をセーフティネット対策として、担い手経営安定法に基づき実施。

IV. 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

交付対象者

国産農産物（麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね）の生産・販売を行う認定農業者・認定新規就農者、集落営農

交付単価

数量払

全算入生産費算定した「標準的な生産費」と「標準的な販売価格」との差額分を単位数量当たりの単価で直接交付します。また、品質に応じて単価を設定します。

なお、令和5年産から交付対象作物ごとに免税事業者向け単価と課税事業者向け単価に分けられたことから、免税事業者向け単価を申請する方については、収入・売上が1千万円以下であることを確認するために、2年前（2期前）の確定申告等の提出が必要となります。

※面積払を受けた者には、その交付額を控除して支払われます。

参考 <改定平均交付単価（令和8～10年産）>

対象作物	平均交付単価	
	課税事業者向け単価	免税事業者向け単価
大豆	10,340円/60kg	10,910円/60kg
そば	15,930円/45kg	16,730円/45kg

<交付対象数量> 麦・大豆・そばの当年産の出荷販売数量

面積払（営農継続支払）

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、直接交付されます。

麦・大豆： 20,000円/10a

そば： 13,000円/10a

<交付対象面積> 麦・大豆・そばの当年産の生産面積

※ 面積払（営農継続支払）については、当年産の生産面積（農業者の生産数量を地域単収で換算した面積）に基づいて支払い。なお、交付対象者は、数量払の交付申請を行う者であって、当年産の生産面積がある者。

※ 支払いは数量払を基本とし、営農を継続するため必要最低限の額を面積払で前払いする仕組みとします。

※ そばについて、規格外品を支援の対象から外します。

V. 水田活用の直接支払交付金

米政策改革の定着と水田フル活用の推進に向け、食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、飼料用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色をいかした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

交付対象者

販売目的で対象作物を生産（耕作）する販売農家・集落営農

〈交付対象外水田〉

- たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地
- 5年間（令和4～8年度まで）で一度も水張り（水稲作付）が行われない農地（令和9年度以降交付対象としない）

（注）連作障害を回避する取組を行った場合、水張りを行わなくても交付対象となる。

戦略作物等助成

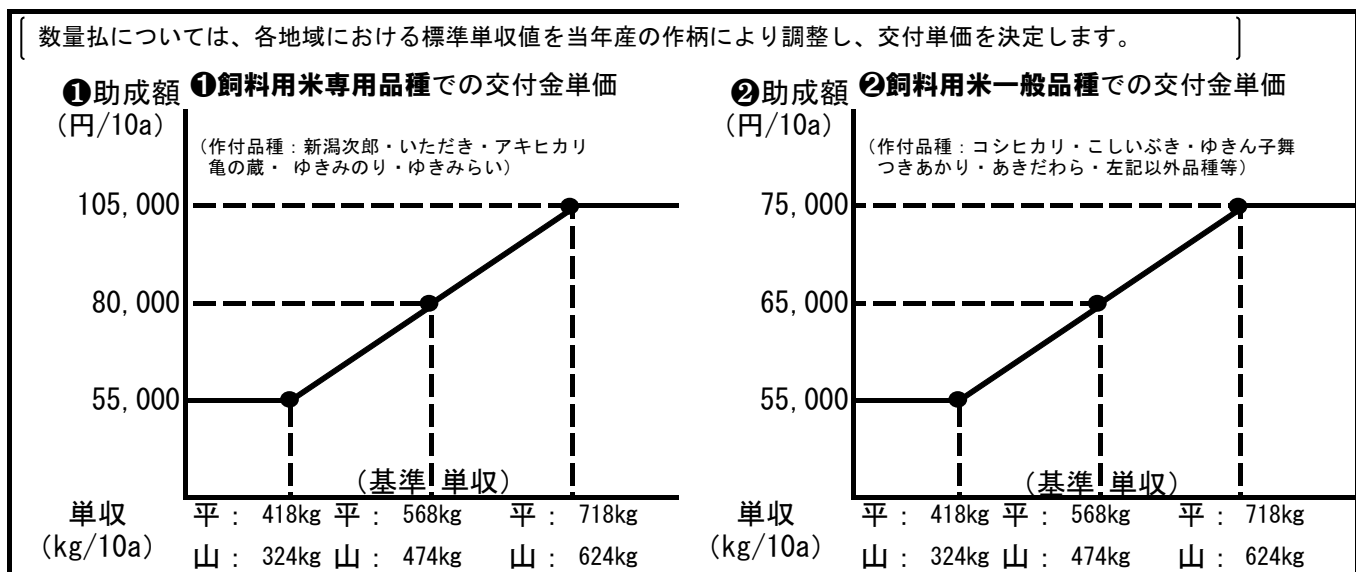
対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	35,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
※飼料用米、米粉用米（収量に応じて）	55,000～105,000円/10a
加工用米	20,000円/10a

※飼料用米の専用品種以外の一般品種について、令和8年産において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)とする。

（飼料用米専用品種：新潟次郎・いただき・アキヒカリ・亀の蔵・ゆきみのり・ゆきみらい）

飼料用米の交付単価イメージ

数量支払による助成については、農産物検査機関による数量の確認を受けていることを条件とします。
また、米粉用米については前年同様変更はありません。



★飼料用米について令和5年産から、ふるいをかけない場合1.7mmのふるい上の米のみを助成対象とし、標準単収と同様に1.70mmふるい目を用いて単価計算されます。11月以降に公表される農林水産統計の作柄表示地帯別の予想玄米重歩合(1.70mmふるい目)を収穫量に乗じて助成対象数量を算出しますのでご注意ください。

産地交付金

地域の取組に応じた配分が行われます。

※産地交付金の単価は予定単価です。

対象作物	取組内容	交付単価
① 新市場開拓用米、 そば・なたね、 地力増進作物	作付の取組（基幹作のみ）【国】	20,000円/10a
② 新市場開拓用米	複数年契約（3年以上）への取組【国】 <u>コメ新市場開拓等促進事業支援対象者</u> （新規契約（R8～10年）を対象）	10,000円/10a
③ 加工用米 安定生産支援	複数年契約（3年以上）または 低コスト生産の取組【国】 （R6～8年、R7～9年、R8～10年を対象）	10,000円/10a
④ 新市場開拓用米 低コスト生産支援	低コスト生産の取組【県】	10,000円/10a
⑤ WCS用稲、飼料作物 の生産性向上支援	WCS用稲、飼料作物の 生産性向上への取組【県】	5,000円/10a
⑥ 米粉用米 生産性向上支援	生産向上への取組【県】	10,000円/10a

産地交付金の主な留意点

- ①の**地力増進作物**は、前年同様有機栽培への転換や水稲と転換作物とのローテーションのための土づくりに対する支援。ただし、同一ほ場への連続支援は原則2年間までとし、前年の主食作付面積より当年の主食作付面積が減少した面積を上限として継続支援。
- ②**新市場開拓用米複数年契約への取組【国】**（10,000円/10a）は新規複数年契約R8～10年を対象としており、既存複数年契約（R6～8年、R7～9年）については支援の対象外。
また、コメ新市場開拓等促進事業支援対象者のみ該当。
- ③**加工用米安定生産支援**は加工用米の安定生産につながる以下の（ア）、（イ）のどちらかに取り組むこと。
（ア）R6～8、R7～9年産までの3年分を含む3年以上既存複数年契約、又は新たに新規複数年契約（R8～10）3年以上を締結。
（イ）加工用米の低コスト生産につながる取組のうち、2つ以上取り組むこと
※加工用米低コストの取組についてはP12ページ参照
- ④**新市場開拓用米低コスト生産支援**
※新市場開拓用米低コストの取組についてはP12ページ参照
- ⑤**WCS用稲、飼料作物の生産性向上支援** 取組についてはP12ページ参照
- ⑥**米粉用米生産性向上支援**を新たに新設 取組についてはP12ページ参照

VI. 加茂市の助成金

1 生産調整推進助成

(1) 補助対象者

- ① 経営所得安定対策交付金申請者
- ② 生産数量目標達成者

(市税、保険料、水道料金等を滞納している者は対象外)

(2) 補助対象要件

主食用米から次の作物に転換した面積

加工用米、飼料用米、新市場開拓用米、米粉用米、WCS用稲、大豆、麦、そば
※国同様、交付期限の切れたものは除きます。

(3) 補助単価

10a当たり2,500円以内(市の予算の範囲内で補助します)

2 収入保険の保険料を補助しています

収入保険の保険料のうち、積立金部分を除いて1/5(上限2万円)を、令和6年から8年の3か年で、2回まで補助します。

* 令和6年及び令和7年両方で補助を受けた人は、令和8年の補助は受けることができません。

* 令和7年から青色申告を始めて、令和8年から収入保険に加入する人は、令和8年分のみを補助

※収入保険の加入には青色申告を行った実績が1年以上必要です。これから青色申告を行う場合は、3月15日までに税務署への承認申請が必要です。

* 青色申告とは、複式簿記などの一定の水準で記帳する確定申告制度です。
青色申告を行うと「青色申告特別控除」という税制上の優遇が受けられます。
青色申告を初めて行う場合は、管轄の税務署に「所得税の青色申告承認申請書」を提出したうえで、受理される必要があります。

※収入保険は、農業共済やナラシ対策などの類似制度と重複加入することはできません。

収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、**自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します。

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収量が下がった



市場価格が下がった



災害で作付不能になった



けがや病気で収穫ができない



倉庫が浸水して売り物にならない



取引先が倒産した



盗難や運搬中の事故にあった



輸出したが為替変動で大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- **保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填**します。

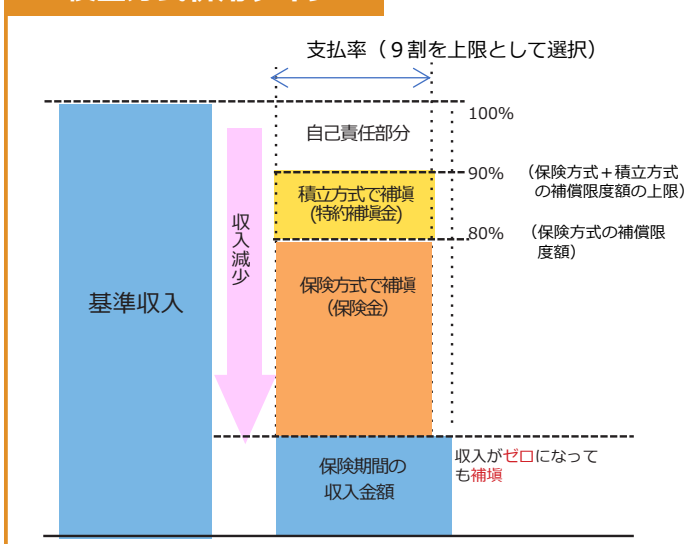
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

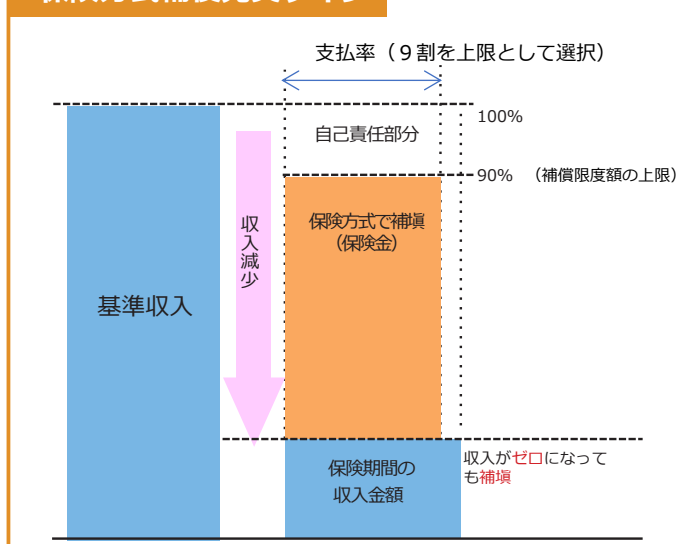
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円ですべての補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

● 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。

※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

● 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

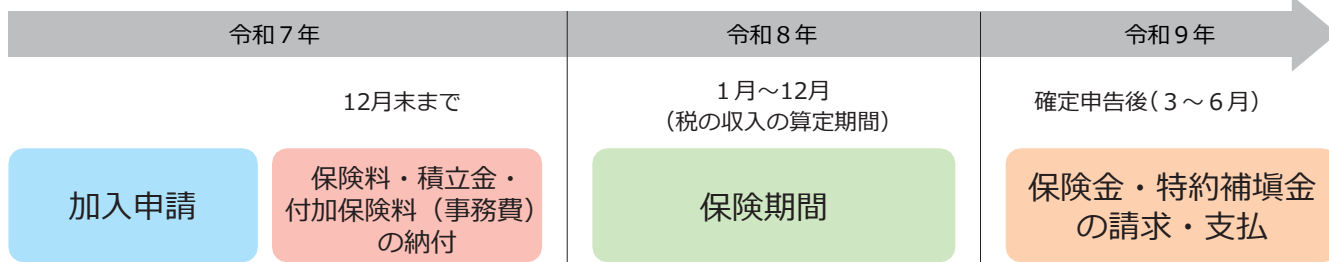
インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和8年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7148）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>

(2025.4)

加工用・備蓄・新規需要米面積換算表 【平場】

基準単収 568 kg (単位: 30kg袋・m²)

袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積
1	52	41	2,165	81	4,278	121	6,390	161	8,503
2	105	42	2,218	82	4,330	122	6,443	162	8,556
3	158	43	2,271	83	4,383	123	6,496	163	8,609
4	211	44	2,323	84	4,436	124	6,549	164	8,661
5	264	45	2,376	85	4,489	125	6,602	165	8,714
6	316	46	2,429	86	4,542	126	6,654	166	8,767
7	369	47	2,482	87	4,595	127	6,707	167	8,820
8	422	48	2,535	88	4,647	128	6,760	168	8,873
9	475	49	2,588	89	4,700	129	6,813	169	8,926
10	528	50	2,640	90	4,753	130	6,866	170	8,978
11	580	51	2,693	91	4,806	131	6,919	171	9,031
12	633	52	2,746	92	4,859	132	6,971	172	9,084
13	686	53	2,799	93	4,911	133	7,024	173	9,137
14	739	54	2,852	94	4,964	134	7,077	174	9,190
15	792	55	2,904	95	5,017	135	7,130	175	9,242
16	845	56	2,957	96	5,070	136	7,183	176	9,295
17	897	57	3,010	97	5,123	137	7,235	177	9,348
18	950	58	3,063	98	5,176	138	7,288	178	9,401
19	1,003	59	3,116	99	5,228	139	7,341	179	9,454
20	1,056	60	3,169	100	5,281	140	7,394	180	9,507
21	1,109	61	3,221	101	5,334	141	7,447	181	9,559
22	1,161	62	3,274	102	5,387	142	7,500	182	9,612
23	1,214	63	3,327	103	5,440	143	7,552	183	9,665
24	1,267	64	3,380	104	5,492	144	7,605	184	9,718
25	1,320	65	3,433	105	5,545	145	7,658	185	9,771
26	1,373	66	3,485	106	5,598	146	7,711	186	9,823
27	1,426	67	3,538	107	5,651	147	7,764	187	9,876
28	1,478	68	3,591	108	5,704	148	7,816	188	9,929
29	1,531	69	3,644	109	5,757	149	7,869	189	9,982
30	1,584	70	3,697	110	5,809	150	7,922	190	10,035
31	1,637	71	3,750	111	5,862	151	7,975	191	10,088
32	1,690	72	3,802	112	5,915	152	8,028	192	10,140
33	1,742	73	3,855	113	5,968	153	8,080	193	10,193
34	1,795	74	3,908	114	6,021	154	8,133	194	10,246
35	1,848	75	3,961	115	6,073	155	8,186	195	10,299
36	1,901	76	4,014	116	6,126	156	8,239	196	10,352
37	1,954	77	4,066	117	6,179	157	8,292	197	10,404
38	2,007	78	4,119	118	6,232	158	8,345	198	10,457
39	2,059	79	4,172	119	6,285	159	8,397	199	10,510
40	2,112	80	4,225	120	6,338	160	8,450	200	10,563

※計算式 基準単収×不足面積÷30kg÷1,000=30kg袋数 (小数点以下切り下げ)

※単位は『袋』(30kg)ですので、注意してください。

加工用・備蓄・新規需要米面積換算表 【山場】

基準単収 474 kg (単位: 30kg袋・㎡)

袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積	袋数	面積
1	63	41	2,594	81	5,126	121	7,658	161	10,189
2	126	42	2,658	82	5,189	122	7,721	162	10,253
3	189	43	2,721	83	5,253	123	7,784	163	10,316
4	253	44	2,784	84	5,316	124	7,848	164	10,379
5	316	45	2,848	85	5,379	125	7,911	165	10,443
6	379	46	2,911	86	5,443	126	7,974	166	10,506
7	443	47	2,974	87	5,506	127	8,037	167	10,569
8	506	48	3,037	88	5,569	128	8,101	168	10,632
9	569	49	3,101	89	5,632	129	8,164	169	10,696
10	632	50	3,164	90	5,696	130	8,227	170	10,759
11	696	51	3,227	91	5,759	131	8,291	171	10,822
12	759	52	3,291	92	5,822	132	8,354	172	10,886
13	822	53	3,354	93	5,886	133	8,417	173	10,949
14	886	54	3,417	94	5,949	134	8,481	174	11,012
15	949	55	3,481	95	6,012	135	8,544	175	11,075
16	1,012	56	3,544	96	6,075	136	8,607	176	11,139
17	1,075	57	3,607	97	6,139	137	8,670	177	11,202
18	1,139	58	3,670	98	6,202	138	8,734	178	11,265
19	1,202	59	3,734	99	6,265	139	8,797	179	11,329
20	1,265	60	3,797	100	6,329	140	8,860	180	11,392
21	1,329	61	3,860	101	6,392	141	8,924	181	11,455
22	1,392	62	3,924	102	6,455	142	8,987	182	11,518
23	1,455	63	3,987	103	6,518	143	9,050	183	11,582
24	1,518	64	4,050	104	6,582	144	9,113	184	11,645
25	1,582	65	4,113	105	6,645	145	9,177	185	11,708
26	1,645	66	4,177	106	6,708	146	9,240	186	11,772
27	1,708	67	4,240	107	6,772	147	9,303	187	11,835
28	1,772	68	4,303	108	6,835	148	9,367	188	11,898
29	1,835	69	4,367	109	6,898	149	9,430	189	11,962
30	1,898	70	4,430	110	6,962	150	9,493	190	12,025
31	1,962	71	4,493	111	7,025	151	9,556	191	12,088
32	2,025	72	4,556	112	7,088	152	9,620	192	12,151
33	2,088	73	4,620	113	7,151	153	9,683	193	12,215
34	2,151	74	4,683	114	7,215	154	9,746	194	12,278
35	2,215	75	4,746	115	7,278	155	9,810	195	12,341
36	2,278	76	4,810	116	7,341	156	9,873	196	12,405
37	2,341	77	4,873	117	7,405	157	9,936	197	12,468
38	2,405	78	4,936	118	7,468	158	10,000	198	12,531
39	2,468	79	5,000	119	7,531	159	10,063	199	12,594
40	2,531	80	5,063	120	7,594	160	10,126	200	12,658

※計算式 基準単収×不足面積÷30kg÷1,000=30kg袋数 (小数点以下切り下げ)

※単位は『袋』(30kg)ですので、注意してください。

(別紙)

③加工用米の安定生産支援、④新市場開拓用米低コスト生産支援、⑤WCS用稲・飼料作物 ⑥米粉用米生産性向上支援の取組の一覧と確認書類

③加工用米 安定生産支援 【低コスト生産の取組】 2つ以上選択		支援メニュー (○が付いているものだけが対象)			取組メニュー	取組内容	確認書類等 (以下のうち、いずれか一つ以上の方法等で確認)	
		④新市場開拓用米 低コスト生産支援 【低コスト生産の取組】 2つ以上選択	⑤生産性向上支援 【生産性向上の取組】 2つ以上選択					⑥米粉用米 生産性向上の取組 【生産性向上の取組】 2つ以上選択
			WCS用稲	飼料作物				
○	○	○	○	○	湛水直播栽培や乾田直播栽培	①コーティング資材の購入伝票の写し ②取組を確認できる写真、③作業日誌又は栽培履歴		
○	○	○	○	○	地域の慣行栽培における移植密度に比べ密度を低くし、移植に要する苗箱数を減らす取組 (慣行レベルの80%以下又は50株/坪(15.2株/m ²)以下とすること)	①取組を確認できる写真(例：田植機の株セット部分等)、②作業日誌又は栽培履歴		
○	○	○	○	○	高密度播種育苗栽培	①水稲苗購入伝票の写し ②取組を確認できる写真、③作業日誌又は栽培履歴		
○	○	○	○	○	プール育苗	①プール育苗をしたことが確認できる苗の購入伝票、②取組を確認できる写真 ③プール育苗に使用した資材の導入が確認できる購入伝票の写し		
○	○	○	○	○	温湯種子消毒	①温湯消毒をしたことが確認できる種子の購入伝票の写し、②取組を確認できる写真		
○	○	○	○	○	効率的な移植栽培	①取組を確認できる写真(例：田植時の写真、直後の写真)		
○	○	○	○	○	作期の異なる複数品種を作付 (経営体の水稲生産全体の中での作期分散であり、必ずしも支援対象作物だけで複数品種を作付し作期分散する必要はない)	①種子又は苗の購入伝票の写し ②農産物検査証明書の写し		
○	○	○	○	○	土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	【土壌診断等の確認】 ①土壌診断結果の写し、②葉色診断結果(生育調査記録等)の写し 【施肥・土づくりの確認】 ①資材の購入伝票の写し(堆肥の無償譲渡の場合は引き渡し確認できる伝票) ②取組を確認できる写真		
○	○	○	○	○	効率的な施肥	①肥料の購入伝票の写し、②取組を確認できる写真、③作業日誌又は栽培履歴		
○	○	○	○	○	効率的な農薬処理	①農薬の購入伝票の写し、②取組を確認できる写真、③作業日誌又は栽培履歴		
○	○	○	○	○	多収性品種の導入	①種子又は苗の購入伝票の写し、②区分管理計画書の写し ③出荷証明書の写し、④農産物検査証明書の写し		
○	○	○	○	○	米粉用向け専用品種の導入	①種子又は苗の購入伝票の写し、②区分管理計画書の写し ③出荷証明書の写し、④農産物検査証明書の写し		
○	○	○	○	○	コスト低減につながるスマート農業機器の活用	①スマート農業システムの契約書の写し、②機器のリース契約書 ③取組を確認できる写真		
○	○	○	○	○	農業機械の共同利用	①共同利用に関する契約書の写し(利用代金支払伝票等)、②利用台帳の写し ③機械利用組合等の組織の規約・機械利用規定の写し		
○	○	○	○	○	取組拡大	①【加工用米、WCS用稲】前年度及び今年度の加工用米(新規需要米)取組計画書 ②【飼料作物】前年度及び今年度の営農計画書		
			○		排水対策	①取組を確認できる写真		
			○		中耕	①取組を確認できる写真、②作業日誌又は栽培履歴		
		○	○	○	耕畜連携(資源循環)	①利用供給協定(畜産農家との契約)、②堆肥の購入伝票と作業日誌又は栽培履歴		
		○	○	○	コントラクターへの作業委託	①契約書等の作業委託したことがわかる書類		
		○	○	○	集積・団地化	①新規需要米取組計画書(WCSの場合のみ) ②利用供給協定		
		○	○	○	担い手が行う取組	①農地中間管理機構との契約書、②農業経営改善計画の認定証 ③青年等就業計画の承認証、④集落営農の場合は組織の定款、⑤人・農地プラン		
		○	○	○	飼料成分情報の提供	①成分分析結果の写し		
		○	○	○	WCS用稲専用機の活用	①機器のリース契約書、②取組を確認できる写真		
		○	○	○	不耕起播種	①機器のリース契約書、②取組を確認できる写真		

※ 栽培履歴は第三者が関わる書類(集荷団体に提出するもの等)に限る

個人情報の取り扱いについて

水稻生産実施計画書兼水稻共済作付内容変更届出書を提出するにあたり、下記の事項について同意の上ご提出くださるようお願いいたします。

《新潟県農業共済組合》

組合は、農業保険法に基づき組合運営を行っております。組合員の個人情報につきましては、個人情報法保護法等に基づき「個人情報保護方針」等を定め、適切に利用するとともにその安全管理に努めています。

1 個人情報の取得・利用目的について

組合では次の目的に必要な個人情報を適正な手段で取得し、利用します。

- (1) 組合員本人への共済事業における引受及び損害評価、共済金等の支払い
- (2) 組合員本人への損害防止活動等の生産支援、防除費等の精算
- (3) 組合員本人への共済事業における加入推進

2 個人情報の管理について

組合では組織的、人的、技術的セキュリティとして次のような措置を講じています。

(1) 組織体制の整備

個人情報の管理責任の明確化、取り扱いに関する規程・基準などの整備、苦情処理への対応等、組織として個人情報の適切な管理を行うための措置。

(2) 役職員及びNOSAI関係者の管理

役職員及び職務上、組合員個々の情報を知り得る立場にあるNOSAI関係者に関して守秘義務の徹底の措置。

(3) 技術的管理

外部からの不正アクセスができないシステムの措置。

(4) 外部委託業者の管理

新規契約時の機密保持契約、委託した業務が適切に行われていることの監督等の措置。

3 個人情報の外部への提供について

組合では次の場合を除いて、個人情報を外部に提供することはありません。

- (1) 組合員本人が外部に提供することを同意されている場合
- (2) 法令により例外として扱われるべき場合
- (3) 利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関との共同利用

4 お問い合わせについて

ご本人の加入内容や、共済金の支払い内容に関する問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。その際、ご本人であることを確認させていただきます。 新潟県農業共済組合 企画管理課 電話:025-288-6888 [受付時間]8:30~17:15(月~金)

※なお、組合ではホームページにて情報開示を行っております。詳細についてはそちらもご覧ください。

ホームページのアドレス <https://www.nosai-niigata.or.jp/>

《加茂市農業再生協議会》

1 水稻生産実施計画書兼水稻共済作付内容変更届出書の記載内容、緊急生産調整推進対策及び水田農業経営確立対策における実施計画書及び市町村が整備した水田台帳並びに助成金の助成要件を確認するために必要な証拠書類等に含まれる情報(以下「個人データ」と言う。)について、以下の必要範囲において、他の関係機関が利用すること。

① 経営所得安定対策の交付等に係る事務

② 地域協議会における米の生産調整の実施の確認に係る事務

③ 市町村第三者組織(地域協議会)における生産調整方針作成者別の生産数量目安の算定等の生産数量目安の設定事務

2 個人データに第三者の情報が含まれており、本書類を提出したことにより、その者が不利益を被った場合、提出本人が責任を追い協議会に責任が及ばないこととすること。

3 協議会が定められた助成金の計算方法に従って助成金を計算すること。

4 協議会が助成要件を満たすことを確認するために、必要な書類を求めに応じて提出すること。

5 協議会が行なった助成要件等の確認結果に基づき、提出した営農計画書の内容に訂正すること。

6 助成金の交付を受けた後であっても、助成要件を満たさなかったことが明らかになった場合には助成金の返還に応じること。

7 米の生産調整の実施の確認の前提となる「水稻共済突合基礎面積」について、水稻共済引受面積と突合すること。

《加茂市》

1 加茂市長が補助金等の交付事務において、公簿等で納税状況等を確認すること。

加茂市農業再生協議会事務局

加茂市農林課

加茂市幸町2丁目3番5号 TEL 52-0080内線412

えちご中越農業協同組合 なんかん北営農センター

加茂市高須町2丁目7番3号 TEL 47-1499